

非軍事平和主義の今日的意義と可能性

—「小国・平和イニシアティブ」という選択肢—

奥 野 恒 久

Today's Significance and Potential of Non-Military Pacifism —“Small Nation and Peace Initiative” as the Alternative Idea—

要 旨

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻後、世界の各国が軍事力の強化を進め、日本でも「軍事力強化やむなし」という政治状況・言論状況ができ上りつつある。他方で、2024年衆議院選挙・2025年参議院選挙は、従来型の政治に対する有権者の嫌悪感や怒りを顕著に示し、国民が「新たな政治」を求めていることを明らかにした。そこで、本稿では改めて日本国憲法に立脚すべきとの見地から、筆者が日本国憲法の立場だと考える「小国・平和イニシアティブ」について説明をし、その今日的意義と可能性について論じる。一方的平和イニシアティブは、冷戦下の1960年代に唱えられ、当時の言論状況を克服する役割を果たすとともにその現実性も示されている。だが、現在の日本で採用するには、高市政権下で現代版「富国強兵」政策が採られるなかで、政治・経済のありよう自体から吟味されなければならない。そこで、本稿では日本の近代史の一つの思想水脈ともいえる小国主義に着目する。「国家の富強よりも人権の優先」というこの立場は現実政治への対抗構想になると考える。

本稿では、あえて急進的な議論を提起することで、現在でき上りつつある言論空間の壁を突破する議論を促したい。

キーワード

非軍事平和主義, 小国, 一方的平和イニシアティブ, フィンランド

Abstract

After the Russia's invasion of Ukraine, many countries around the world have been strengthening their military capabilities, and in Japan, too, the political and media situation has become one in which strengthening the military is inevitable. On the other hand, the 2024 House of Representatives election and the 2025 House of Councilors election clearly showed voters' anger against conventional politics. In this article, I explain what I consider to be the position of the Japanese Constitution and discuss its significance and potential today. The one-sided peace initiative was advocated in the 1960s during the Cold War and played a role in overcoming the political and media situation of the time. However, if it is to be adopted in present-day Japan, it must be examined from the perspective of the political and economic situation itself, as a modern version of the policy of "Rich Nation and Strong Military" was adopted under the Takaichi administration. In this context, in this article, I argue that Japan should aim to become a small country, which can be said to be one of the ideological veins of modern Japanese history. I believe that this position of "prioritizing human rights over national wealth and strength" is a counterproposal to actual politics.

In this article, I dare to propose a radical argument, and I want to encourage a discussion that breaks through the walls of the current space of speech.

Keywords

non-military pacifism, a small nation, one-sided peace initiative, Finland

はじめに

筆者は拙稿「日本国憲法平和主義の誕生と展開—『安全保障政策の大転換』の渦中における再検討」において、第90帝国議会での憲法9条制定をめぐる議論を検討し、吉田茂首相、幣原喜重郎国務大臣、金森徳次郎国務大臣の発言を引きながら、憲法9条は「急進的な平和主義を一方的に推進する『一方的平和主義』を採用した」とし、「日本国憲法の制憲者意思、原意は、戦争のない世界に向け日本自らが率先して行動することを通じて、軍備を保有することなく国民の安全と生存を保持するというものである」と指摘した（奥野2025：13頁）。ここには、非軍事ということとともに、日本の側から非敵対的・友好的な行動を示すという含意がある。もちろん現状とはいえば、日本は1950年代から再軍備を開始する。しかしそれでも「専守防衛」「平和国家」を掲げ、自衛隊の海外活動を禁じ武器輸出を禁じるなど、世界に向け日本独自の行動も示してきた。だが、1990年代以降は、自衛隊の海外活動も本格化し、2010年代以降は「専守防衛」自体を捨て去ろうとしている。他方、2022年にロシアがウクライナに軍事進攻して以降、「第三次世界大戦の勃発」がささやかれるような国際情勢下において、「一方的平和主義」など語れるような状況でないといわれるかもしれない。しかしそれでも、いやそれだからこそ「一方的平和主義」の可能性を考えたいというのが、本稿の第一の目的である。というのも、筆者の理解では、「冷戦」下において第三次世界大戦、すなわち核戦争の勃発をいかに抑止するかという課題への一つの応答として論じられたのが、「一方的平和主義」だからである。「冷戦」下の1960年代初頭、米ソ核軍縮に向けて進展が見られるかと思いきや緊張が高まるという時期に、社会心理学者のチャールズ・E・オズグッドやエーリッヒ・フロムらがその行き詰まりの打開策として打ち出したのが、「一方的平和主義」であった。日本でも、1960年代に国際政治学者の坂本義和によって主張されたし、近年では思想家・柄谷行人の主張も筆

者はその一つに位置づける。これらの主張から、今日において示唆を得たいと考えるのである。

ところで戦後日本の安全保障政策は、一貫してアメリカの意向と戦略に基底されてきたが、1990年代以降のそれは同時に海外での経済的権益確保を求める日本の経済界の要請も強く受けてきた（渡辺1996：237頁以下）。とりわけ2022年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」は、防衛産業の育成と武器輸出の促進を掲げ、以来、日本の防衛産業は防衛省からの発注が殺到し、「ミサイル特需」なるブームに沸き立っているという（吉田：vii頁）。そのようななかで、「一方的平和主義」を検討するには日本の経済、さらにいえば政治のあり方をも再検討しなければならない。軍事に依拠した経済でよいのか、そもそも経済成長を至上命題とする政治でよいのか、という論点である。本稿では、このような論点を検討するにあたり、日本の近代史においてしばしば語られた「小国主義」という考え方に注目する。そして、その一例としてフィンランドの状況を参照する。

以下、まずは「一方的平和主義」について論じ、次いで「小国主義」について論じる。そのうえで、そこから現在日本にとって得られる示唆を、現実政治に対するもう一つの選択肢として素描してみたい。2024年の衆議院選挙、2025年の参議院選挙が明らかにしたように、昨今の選挙では従来型の政治に対する有権者の嫌悪感や怒りが顕著に見られ、多くの国民は従来型の政治に変わる「新たな政治」を求めているように思われる。だとすると、根源的な一つの対抗構想を大つかみでも示すことには、議論を触発するという点でも意味があろう。なお、筆者の専攻は憲法学であるが、本稿では領域外の議論を多く試みることになる。それゆえ、議論の紹介に多くの紙幅を割くことをご容赦いただきたい。

I 「一方的平和主義」

1. 「冷戦」下での「一方的平和主義」

(1) オズグッドの「一方的段階措置」

国際的な緊張を緩和する伝統的な手法は相互

軍縮交渉であるが、「冷戦」下の米ソ間でその進展が見られないなか、他のアプローチとして提起されたのが「一方的平和主義」である。オズグッドは、「交渉による協定は行動に先立って公約を必要とし、冷戦心理の支配する諸条件下では有意義な公約をとりつけることは困難である。したがって、どちら側も相手側から事前に公約をとりつけるという必要条件に縛られているかぎり、イニシアティブをとることはできない」（オズグッド：205頁）という。オズグッドは、「われわれの保有兵器の破壊力が大きくなればなるほど、この問題に対する大多数の人々の関心はますます薄くなる」という傾向など核時代のパラドックスを示し、それらへの心理学的応答を試みつつ「冷戦心理」を明らかにする。「冷戦心理」は、2020年代の米中対立と米側に与する「同盟国」日本でも見て取れるので、要点を示しておきたい。第一が、圧倒的な危険に直面していながらそれへの対処法が分からないとき、人はその危険の存在を否定し、その危険を思い起こさせる情報を聞かず安全を約束するような情報を聞きたがる。第二に、核戦争について語るときに用いる「大陸間弾道弾」「死傷者3千万」といった言葉は、「血」「母」などの感情に訴える言葉と違って抽象的で意味を持たない。第三に、複雑な国際関係においても、敵＝悪人、味方＝善人と過度に単純化した思考になり情報の解釈も偏るという神経症的論理と、それゆえ社会的判断も偏見にとらわれやすいこと。第四に、ストレス下で人は予測される蓋然性からではなく、願望（自信過剰）または恐怖（自信過少）から決定を行いがちになる。第五に、感情の高まりはある最適レベルを越えるといろいろな方法を選択する能力を減退させるため、一つの習慣的な道以外の方法を思いつく可能性が少なくなる。すなわち人間は、緊張のレベルによって、理性的でもありうるし非理性的でもありうる。この「冷戦心理」からオズグッドは、抑止の信頼性に疑問を投げかけるとともに、「もし国際組織がすでに比較的に高い緊張レベルで機能しているならば、同じ出来事の衝撃が国際組織を硬直と非合理の領域へ押し込むかもしれない」（オズグッド：204頁）と述

べる。そして緊張緩和のための一方的段階的措置を提唱するのである。

オズグッドの一方的措置とは、軍縮のみならず科学技術の交流や貿易障壁の引下げなど多様な分野によるもので、軍縮についても相手側に迎撃不可能な報復を加える能力まで失くすというのではなく、また相手側の対応措置の程度に応じて段階的に実施されるものである。だが、一方的措置をとることで相手国に対応措置をとるよう世界世論の圧力をかけることが一つの目的であるため、公表してから相当の期間をおいて実施され確認されなければならない。また、相手側の何らかの対応措置を期待することを明らかにしつつも、対応措置の約束の有無にかかわらず実施されなければならない、しかも段階的に実施されることで、懐疑の念は弱まり相手側への圧力は強まるであろうとする。このように一方的措置は、従来の水面下での交渉方式と異なり、全世界に働きかけるところに特徴がある。さらにオズグッドは双方の国内反対派の存在にも目を配り、一方的措置を遂行するにはやはり相手側からの対応措置をとりつけることが不可欠であり、相手側が対応措置を控えることでこちら側の崩壊に手を貸すならば、相手側にとってより敵対的で非合理的な行動をとる勢力を強化することになると認識すべきだと指摘している（オズグッド：209頁以下）。一方的措置により、はたして相手国から誠実かつ有意義な対応措置を得られると期待できるかという問いに対し、オズグッドは危険があることを認めつつ、「単に現状を維持することは、もっと大きな危険を伴う」と主張している（オズグッド：213頁）。

（2）エーリッヒ・フロムの一方的全面軍縮論

フロムは、①「冷戦」時の交渉方法では相互不信と恐怖のため、双方の軍縮という目標には達成しそうにない、②軍備競争は、たとえ戦争が起こらなくともわれわれ自身を守ろうとしている価値を究極的に減ぼしてしまう、③一方的措置は危険を伴うが、軍備競争の継続によって冒す危険に比べるとはるかに小さい、との認識を示す。そのうえで、段階的ではなく、全ての軍備をただちに一方的に廃棄するという大胆な構想を提唱する。その理由につきフロムは、

「たとえ実際には受諾不可能であるとはいえ、急進的な立場を支持する議論を通じて考えることは、現在われわれが脅迫の応酬によって平和を求めるという危険な悪循環からぬけ出すのを阻んでいる思想上の壁を突き破ることに役立つ……。完全な一方的軍縮という不人気な立場を支持する理論を真剣に取り上げることによって、たとえわれわれの実際の目標が段階的の一方的措置である場合でさえも、あるいは交渉による双務的軍縮にすぎない場合でさえも、重要な新しいアプローチや見解へ通ずる道が開かれうる」と述べている（フロム：217頁）。フロムの一方的全面軍縮論は、急進的な提案により当時の凝り固まった思考自体に風穴を開けるための問題提起であり、今日に通ずる試みだと思われる。

フロムによると、民主主義的生活様式を守るために核戦争を戦うべき、という考え方は全く誤りだという。なぜなら、核戦争という人間対人間の果てしない残虐行為を目撃しそれにかかわったなら、もはや人間は自由や生命の尊重、愛を大切にするものではなく、野蛮人と化する。そして野蛮行為は、それに加わった人々をもっと野蛮行為に駆り立てるからである。そればかりでない。戦争が起こらなくとも、多角的に武装化された世界において、「絶えざる破壊の脅威のもとに生きることは、その時間の長さにかかわらず、大部分の人間に、恐怖、敵意、無感覚、非情、そしてその結果として、われわれが大切にしているあらゆる価値に対する無関心といった心理的作用を起こさせる」という。そしてフロムは、双方を核戦争に駆り立てる主な理由は双方の相手側に対する不断の恐怖だとし、一方的軍縮は戦争を防止する、と主張するのである（フロム：219頁以下）。

フロムが守ろうとする文明や民主主義的生活様式の根底にあるのは、誠実、個性、責任、理性、愛といった人間の価値であり、フロムはそれらを発揮するための自由を重視する。「人間は生きるがために喜んで死に赴かなければならぬ場合がある」（フロム：228頁）というが、それは個人の良心に基づくものでなければならず、「国家のため」といった単純なものではない。それどころか、国家という偶像の崇拝だけでな

く、「神の名」であれ「民主主義の名」であれあらゆる偶像崇拝を批判する（フロム：218頁）。加えてフロムは、人間が自然を征服する過程で、人間は生産と消費という生きるための手段を目的に変えてしまったとし、「人間はその生活の中心を物の生産に置くことによって、彼自身が物となり、神を崇拝しているという幻想にとりつかれている一方で生産機械と国家という偶像を崇拝する危険に瀕している」と、技術革新を含む資本主義的経済発展をも批判する。そして、軍備競争を続けることはあともどりできない「危険な発火点」に達するとの認識を示し、機械に対し人間を制御者の地位にひきもどし、人道主義的伝統の精神的価値の復興を成し遂げる最後のチャンスとして一方的軍縮を主張するのである（フロム：220頁以下）。ここに、戦争の抑止論を越えた、人間が生きるということに対する深い洞察を前提とする平和論を見ることができる。

（3）坂本義和の一方的譲歩のイニシアティブ

国際政治学者の坂本義和は、オズグッドやフロムより少し遅れて1966年に「権力政治を超える道」を著し、そこで「一方的譲歩のイニシアティブ」を提唱している。坂本は、1960年代中頃の日本の政界・言論界において、国際政治や安全保障を語る「現実主義」なる立場の台頭を批判的に論じる。坂本によると、「現実主義」とは、「パワー・ポリティクス」すなわち権力政治の側面を重視し、「バランス・オブ・パワー」、「力の均衡」を判断基準として政策を考えるもので、その前提には国際政治を構成する基本単位として「国家」を想定し、国際関係を「ジャングルの法則の支配する権力政治」と見るという（坂本：123頁以下）。その結果、相手との関係において「こちらにとって最悪の手を予想して、それに対してできるだけ『万全の備え』をなし、それによって、こちら側の安全や利益を最大限に保障する政策が『現実的』で『合理的』な政策であるという考え方」、すなわち「最悪事態主義的」な行動様式となる。つまりは、相手に不信感を抱き、ミニマックス的な立場である（坂本：127頁以下）。そこで坂本は、ゲーム理論の「囚人のディレンマ」を用いて、

相手を信頼しうると想定することでより合理的な選択が可能であること示し、「現実主義」の克服を試みるのである。

さらに坂本は、オズグッドの「一方的段階措置」を参照しつつ、1962年のキューバ危機以降の軍縮交渉を実証的に分析する。1962年10月のソ連のフルシチョフ第一書記によるキューバからのミサイル撤去を「一方的譲歩のイニシアティブ」と見る。そして、1963年4月にはアメリカがトルコにあるミサイル基地を撤去するが、それにつき坂本は、ソ連のイニシアティブへの対応だと解釈する。次に、1963年6月のケネディ大統領によるアメリカン大学での演説に着目する。この演説で「他国がしない限り、米国は大気圏での核実験を再開しない」と述べ、1963年8月の部分的核実験停止条約へとつながるとされるが、坂本は、ここでケネディは、「ソ連は膨脹主義的・侵略的ではないかもしれないという側に比重をかけてみる努力を試みない限り、これ以上の米ソ関係の改善は不可能だということ」を示したとし、今度はアメリカ側の「一方的譲歩のイニシアティブ」と評する。さらに1963年8月には、ホワイト・ハウスとクレムリンに直通電話が開設され偶発的な戦争を回避されることになり、米ソの緊張緩和が進む(坂本：136頁以下)。もっともその後、アメリカによるベトナムへの軍事介入によって米ソ関係はまたしても冷え込むことになる。

このような分析のうえで坂本は問題を日本に引き付けて、「国際関係をジャングルの法則の支配する権力政治の場と想定し、それを前提にした上でミニマックス的な意味での『合理的』な行動をとるのではなくて、国際関係にはそれと違った面がありうるという可能性の側に賭けるという行為によって権力政治そのものを変えていくという考え方は、実は戦後日本の平和主義に内在している思想である」と述べる。そして、日本国憲法前文第2段の「日本国民は……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という一句を示し、「ここにあるのは、他国民に対する不信から出発するのではなくて、他国民への信頼の側に比重をかけてみることによっ

て、日本国民の安全や生存を維持しようという、選択の意志である」とし、日本国憲法平和主義に「平和のための一方的イニシアティブ」の思想が内在しているという。そのうえで、「諸国民というものは狼であるかもしれないし、狼でないかもしれないが、しかし狼でないという側に賭けるという行為を誰かがまずはじめない限り、みんなが狼になってしまう、という哲学と知恵とがそこに流れている。日本の憲法に現われている平和主義は、一つの高い理念であることは明らかであるが、しかし同時に、……高度の合理性を内在させている」と論ずるのである(坂本：146頁以下)。

坂本の議論は、フロムのような軍備全廃論ではなく、日本の側から相手への信頼を示し譲歩をすることで、緊張関係を緩和しようというものである。日本国憲法平和主義のアクセントを「非軍事」ではなく日本側の「譲歩」に置く点は、今日の政策論に十分示唆を与えるように思われる。

2. 「一方的平和イニシアティブ」の今日的意義と困難

(1) 柄谷行人の「贈与」としての憲法9条

2010年代に入って、政府が集团的自衛権行使容認へと舵を切ろうとしていた時期、思想家の柄谷行人は、「世界中で資本主義経済の危機とともに戦争の危機が迫っている」(柄谷：196頁)との認識を示したうえで、国連を根本的に改革する「世界同時革命の端緒」として、日本の「一国の革命」を呼びかけた。「日本が憲法9条を実行することが、そのような革命です。この一国革命に周囲の国家が干渉してくるでしょうか。日本が憲法9条を実行することを国連で宣言するだけで、状況は決定的に変わります。それに同意する国々が出てくるでしょう。そしてそのような諸国の『連合』が拡大する。それは、旧連合軍が常任理事国として支配してきたような体制を変えることになる」(柄谷：132頁以下)と。

柄谷は、「力がなければ、平和はありえない」というリアリズムに対し、力というと一般に暴力や武力が想定されるが、それ以外にも権

威や金の力、そして「贈与」の力もあるとする。柄谷によると、贈与とは互酬交換、すなわち贈与を受けるとお返しをしなければならないという掟、「呪力」のようなものであるという。そして柄谷は、「9条における戦争の放棄は、国際社会に向けられた『贈与』なのです。このような贈与に対して、国際社会はどうするだろうか。これ幸いと、攻め込んだり領土を奪うことがありうるでしょうか。そんなことをすれば、まさに国際社会から糾弾されるでしょう。したがって、贈与によって無力になるわけではない。その逆に、贈与の力というものを得るのです。それは、具体的には国際世論の圧力というかたちをとりますが、その圧力は軍事力や経済力とは別のものであり、また、それらを超えたものです」と主張する（柄谷：129頁）。この主張も「一方的平和イニシアティブ」の一つと位置づけられるであろう。

2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降、政府は「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」と喧伝し、軍事力の増強や軍事費の増額を当然視する政治状況や社会的風潮が生じている。しかしそれが、日本で暮らす人々を幸福にし、世界を安定に向かわせるとは到底思われない。柄谷の言う「憲法9条の実行」が、軍備の全面廃棄か一定程度の軍縮か、それとも平和外交の提起か、その方策は多様に検討さるべきだが、日本が日本国憲法平和主義に基づいて「譲歩」を含む一方的な働きかけを国際社会に対して示すことは、合理性と可能性を有するものと思われる。

(2) 「一方的平和イニシアティブ」の

今日ゆえの困難

日本からの「一方的平和イニシアティブ」（以後、「一方的平和主義」ではなくこの用語で統一する）、とりわけ一国のみによる通常兵器を含めた全面的放棄に対しては、「他国は軍縮へのインセンティブを失ううえに、侵略によって得られる期待利得を増大させることになり、非武装によって生じた力の空白は、逆に周辺地域を含めて不安定化し、武力紛争の危険をもたらす危険がある」（長谷部：69頁）との指摘もある。また現実的にはアメリカによる抵抗もあ

ろうが、それ以上に日本国内にて現体制を担う政治的・経済的権力から激しい抵抗がなされるであろう。2022年12月に岸田文雄政権下で閣議決定された「国家安全保障戦略」に、「安全保障政策の遂行を通じて、我が国の経済が成長できる国際環境を主体的に確保する。それにより、我が国の経済成長が我が国を取り巻く安全保障環境の改善を促すという、安全保障と経済成長の好循環を実現する」とある。ここから分かることは、第一に安全保障政策の目的は、ドル基軸のグローバル市場経済を維持しようとするアメリカと一体となって、「世界経済の成長エンジン」であるインド太平洋での「日本の望ましい安全保障環境」をつくることである。第二に、軍事産業のみならず AI やデータ関連技術など民間・軍事部門がともに必要とする技術の振興によって経済成長をはかるとともに、それら技術を安全保障の領域でも活用することである。経済学者の阿部太郎は、日本において「軍産複合体が形成されつつあるように見える」（阿部：35頁）と指摘している。

翻ると、1990年代以降に自衛隊が海外活動を始めだすその一つの背景には、グローバル化のなか海外進出を始め、海外に権益をもつようになった日本企業の要請があった。「我が国の繁栄」、経済成長を「国益」と称して、その追求のための安全保障という論理はかつてからのものである。だとすると、「憲法9条の実行」には、安全保障問題だけでなく戦後日本の政治・経済のありようを問い直す作業が必要となろう。筆者は、グローバル化のなかでの国益追求を「大国」志向と把握し、それとは反対に国民個人の暮らしや幸福追求を目的とすることが重要ではないかと考えている。これは、自由民権運動にて「国権」に対抗して「民権」を主張した立場で、「小国主義」と評されている。次章では、議論を「小国主義」へと移していきたい。

II 「小国主義」

1. 近代以降の日本の一つの

選択肢としての「小国主義」

明治維新以降の日本の近代史のなかにおいて、

大国主義に対峙する小国主義の存在を浮き彫りにし、それを「未発の可能性」として日本の一つの選択肢に位置づけているのが、歴史学者の田中彰であろう。本節では、田中の議論に依拠しながら、日本の小国主義がいかなる政治理念を有するものかを確認したい。

(1) 岩倉使節団の小国に対する評価

明治時代に入ってすぐの1871年12月、いかにして日本の近代国家を創出するか、その調査・研究のために右大臣・岩倉具視を特命全権大使とする米欧遣外使節団（以下、岩倉使節団）46人が、米欧12カ国の視察に出発している。岩倉使節団は、米・英・仏の三大国、新興国でありながら大国を目指すドイツ、そしてオランダ・ベルギー・スイス・デンマークといった小国も視察し、評価を行っている。岩倉使節団の評価基準は、「その地の人びとが生存の原理に基づいてどれだけ勉め励むか、その総生産力の強弱」（田中：36頁）だという。それゆえ、共和制の米国での下層民の勝手気ままな風俗、「暴徒」に見えるパリ・コミュン、資本主義の発達したイギリスで遭遇したガス会社のストライキなどから、大国の問題点も指摘している。

他方、ベルギーとオランダについて、「瘦せた湿地だが、人びとは努力を重ね、大国の間にあって自主の権利を貫いている」と評価する。またスイスに対し岩倉使節団は、その中立・独立・自衛の体制が「(1)自国の権利を貫くこと、(2)他国の権利を妨げないこと、(3)他国の妨げを防ぐこと」の三か条に拠っていると見、さらに「みずからの国を守るための国中に溢れる国民の気力と、訓練を重ねた強健・熟達一般兵士たちの力」、そして愛国心教育にも触れ、これら小国から見習いたいとしているのである（田中：38頁以下）。

田中によると、岩倉使節団にとって大国を目指すドイツも一つの選択肢であるが、「近代国家創出の路線は、二者択一の形でいえば、大国主義か小国主義か、ということになるだろう」と言う（田中：51頁）。

(2) 自由民権運動における小国主義

1873年の岩倉使節団の帰国直後に、征韓論をめぐって大久保利通・木戸孝允ら外遊派と西郷

隆盛・板垣退助ら征韓派とが対立し、西郷や板垣は下野する。内治優先の大久保らが中央集権的な天皇制国家体制の創出を急いだのに対し、板垣らは1874年に民選議院設立建白書を提出して自由民権運動を展開する。1870年代、政府が日朝修好条規なる不平等条約を成立させるなど大国への道を進めるのに対し、自由民権運動の側は内政面・外交面でそれを批判し日本の将来像として「小国」を設定した（百瀬：120頁）。

自由民権運動の理論的・実践的指導者である植木枝盛は、20歳で投獄されるなど、まさに政府の弾圧と闘いながら運動を進める。植木は、1881年6月22日の『高知新聞』に「民権は憲法の奴隷にあらず」を書き、「だいたい国家とは何か。まず民があって成立するものではないか。国家の憲法とは何か。民の自由と権利のために設けたものではないか。つまりは民が先であり、国家は後なのである。民の権利がまずあって、憲法はそれに招かれたのだ。民権を保全するのは国家を設けた目的であり、制度として憲法を定めるのは民権を保全するための手段なのである。……もともと、国家の憲法というものは天地と自然の中でできた不変のものではなく、人間の手で作られたものだ¹⁾と、自然権思想や社会契約論、さらにいえば近代立憲主義に基づく主張を行っている。その植木の主張を筆者は、次の三点にまとめたい。第一は、植木が著した「東洋大日本国国憲案」が示すように、人民主権に立ち、人権保障を徹底していることである。そこには死刑の廃止、拷問の禁止、思想・表現・信教・学問・教育の自由等が法律の留保なく保障されており、さらには抵抗権や革命権も規定されている。第二に、その視野は国際社会に及び、各民族国家を単位とする「万国共議政府」や、世界の大憲法としての「無上憲法」を構想している。これにより外患の憂いを少なくすることで、各国は国土を小分することができ、また軍備への負担を減らし福祉の向上をはかることができるとする。第三は、地方自治、連邦制国家のもとでの直接民主主義を志向したことである。この志向につき、色川大作は「小国主義の理論と土佐の民会や州会の経験を基盤にして醸成されている」とし、植木の主張を「『自

由はみずらかちとるもの』という健康な精神が躍動している」と評している（色川：112頁以下）。

もう一人、自由民権期の理論家として植木と同じ土佐藩出身の中江兆民をあげないわけにはいかない。兆民は、岩倉使節団同行の留学生の一人であり、その後フランスでルソーの研究をして帰国している。帰国後、官吏として勤めるがやがてそれを辞して自由民権運動を理論的に支える。田中は兆民を「『道義立国』にもとづく小国主義」と評している（田中：73頁）。兆民の代表作、1887年刊の『三酔人経綸問答』で、兆民は洋学紳士に非武装・無抵抗の理想的小国主義者を、そして豪傑君に膨張主義的国権主義の大国主義者を演じさせる。とりわけ注目すべきなのは、文明の本質は「道義」だとし、弱小国は「無形の道義というもの」を「軍備」とすべきだとし、道義と礼儀ただしさを洋学紳士に強調させているところである（中江：14頁以下）。もっとも兆民の立場は、両者の間に入る南海先生の「外交の方針としては、平和友好を原則として、国威を傷つけられないかぎり、高圧的に出たり、武力を振るったりすることをせず、言論、出版などあらゆる規則は、しだいにゆるやかにし、教育や商工業はしだいに盛んにする」（中江：109頁）というものであろうか。1887年という、大日本帝国憲法の制定を目前に控え、国が大国主義へと進みつつある時代ゆえにであろうか、田中の評は「妥協的な現実主義とでもいえるような小国主義論」（田中：94頁）というものである。

外交・軍事について、1873年の徴兵令の施行に対する血税反対一揆のようにそれへの批判は強かった。自由民権運動も、専制国家の下での兵というものは民を威圧・支配する「暴力」であると見抜き、批判を強める（色川：77頁以下）。兆民は、徴兵常備軍を廃止し土着兵を置くことを主張するが、それは「天皇の軍隊を解体して人民の軍隊を創設する」ことだという（色川：99頁）。そして植木は、先に見た通り「万国協議政府」による集団安全保障と非武装国家化を構想するのである。民権派の構想の背後に、「国家の富強よりも民権の優先」（色川：77頁）と信義・道義への信頼があったといえよ

う。だが1890年代、明治政府は山形有朋を中心に「富国強兵」大国主義路線を邁進し、日清戦争に突入、それに勝利すると「東洋の盟主」を目指しだし、大勢は大国主義へと向かって行く。もっともその後も、社会主義者の幸徳秋水が小国主義を掲げ、キリスト教徒の内村鑑三がデンマーク・オランダを倣った農林水産立国としての小国主義を主張するなど、小国主義は「地下水脈として脈々と流れつつも、つねに表層へと噴出するエネルギーを秘めている」（田中：108頁）と田中は指摘する。

（3）植民地政策に対する小国主義

1904年の日露戦争、1910年の韓国併合と、ますます大国主義路線を進める政府に対し、真っ向から批判の論陣を張ったのが、普通選挙制の導入を主張するなど自由主義的立場に立つ『東洋経済新報』であった。『東洋経済新報』の主幹も務める三浦鉄太郎は、「大日本主義」か「小日本主義」か、という二者択一を世論に問うたうえで「小日本主義」を主張する。三浦によると、「大日本主義」は、領土拡大・軍事増強・軍事費増大を目指し経済的には保護主義となるとともに、軍閥が跋扈し軍人政治となり、専制主義・国家主義となる。他方「小日本主義」は、領土拡大に反対し軍備は最小限とし産業発展を妨げる軍事費を削減する。また保護政策に反対し、個人の自由と活動力の増進をはかり個人主義・自由主義をとる、というのである。この対比において三浦は、総歳出と軍事費や植民地経営費総負担額など統計データを用い、「大日本主義」の問題性を指摘する。また、三浦は国民感情にも敏感で、「海外に領土を得て、国旗が翻れば、人民は喚起する」ことを見取ったうえで、産業・思想・道徳・文芸・科学の向上進歩をもって誇りとすべきだとする。さらに三浦は植民地拡大が政治的にも経済的にもマイナスであると主張するが、田中によると「そこには満州が中国人のものであるという自覚がある」という（田中：125頁）。

この時期、植民地政策を最も痛烈に批判したのは、石橋湛山であろう。戦前はジャーナリストで、戦後首相になる湛山は、『東洋経済新報』1921年7月23日の社説に「一切を捨てる覚

悟」と題し、「小欲を去って、大欲に就く」との観点から、「我が国から進んで軍備縮小会議を提議」すべきだったと論じる。そして、「例えば満州を棄てる、山東を棄てる、その他支那が我が国から受けつつありと考える一切の圧迫を棄てる、その結果はどうなるか、また例えば朝鮮に、台湾に自由を許す、その結果はどうなるか。英国にせよ、米国にせよ、非情に苦境に陥るのだろう。何となれば彼らは日本にのみかくの如き自由主義を採られては、世界におけるその道徳的地位を保つを得ぬに至るからである。その時には、支那を始め、世界の小弱国は一斉に我が国に向かって信頼の頭を下ぐるであろう」（石橋：200頁以下）と記す。湛山の議論は、たとえば植民地における民族独立の動向など世界の動きを視野に入れ、そして統計を用い論理的に詰めていくものだが（石橋：202頁以下）、引用部にあるように「道徳的地位」を重視していることに注目しておきたい。軍事力ではなく、道徳的な力によって世界の先駆けとなり多くの国、とりわけ虐げられている国の国民から信頼を得る、というのである。「虐げる側」にならず、「虐げられている側」との連帯というのも、小国主義の一つの特徴といえよう。

以上、近代以降の日本で小国主義と評される政治理念は、対外的には反覇権主義、反植民地主義、そして非軍事あるいは必要最小限の軍備、対内的には反国家主義、個人主義、そして地方分権志向ということができよう。筆者には、色川の言う「国家の富強よりも民権の優先」という言葉がぴったりくる。加えて小国主義は、道義や信義・道徳を重視する。田中は、小国主義は「日本国憲法の国家体制として結実した」（田中：200頁）というが、まさにこれら小国主義の理念は、日本国憲法の理念だといえよう。そして戦後においても、たとえば宇都宮徳馬、武村正義、田中秀征といった主として保守系リベラル派によって引き継がれてきたといえよう。

2. フィンランド、「小国」としての歩み

私事になるが、筆者は2025年8月20日から100日間、フィンランドのトゥルク大学で短期在外研究をさせていただいた。そこでの経験は、

本稿執筆にあたって多くの示唆を与えてくれている。

(1) フィンランドの独立

フィンランド（自称スオミ Suomi）は、1155年頃からスウェーデンに統治されていたが、1808年2月、ロシアとスウェーデンとの間で戦争が起こる。この戦争は、ロシア優勢のもとで1809年9月にハミナにて講和条約が締結され、フィンランドとオーランド諸島がスウェーデンから割譲され、ロシアの従属下におかれることになる。以後、ロシア皇帝が「大公」として「フィンランド大公国」に君臨する。アレクサンドル1世の下では、スウェーデン統治時代の憲法が適用され、ロシア皇帝の任命するフィンランド総督が行政を担う元老院経済部の首相、司法を担う元老院司法部の長官につき、副首相・副長官にフィンランド人がついた。また、聖職者・貴族・市民・農民の4身分制の議会は残された。首都は、1812年にスウェーデンとの国境にあるトゥルク（オーボ）からヘルシンキに移る。1640年創立のオーボ王立アカデミーもヘルシンキに移転し、アレクサンドル帝政大学（後（1907年）にヘルシンキ大学）となる。この時期、ロシア帝国統治時代ゆえに、フィンランド語の公用語化推進者たち（Fennoman）の運動、フィンランド語による伝承『カレワラ』の収集、独自通貨「マルッカ」の発行、独自軍隊の発足などから、フィンランド・ナショナリズムが形成されたとされる（石野：55頁、三石：17頁）。

1894年に即位したニコライ2世は、フィンランド総督にニコライ・ボブリコフ将軍を任命し、「ロシア化政策」（Russification）を推し進めた。ニコライ2世は、1899年2月に「宣言」を公布し、フィンランド大公国はロシア帝国の法律に従うとし、フィンランドの国家政策はロシアの影響を受けることになる。19世紀後半以降、フィンランドにて憲法的自治がなされてきたなか、この「宣言」は世論を落胆させ、「憲法を支持する」という大規模な抵抗運動が組織され、皇帝に対する署名は数週間のうちに50万人以上を集め、ジャーナリスト、学者、芸術家がそれぞれの仕方で抵抗を表明した。ところがボブリ

コフは、1901年の夏に軍役に関する命令を発し、フィンランド自国軍はロシア主導の部隊としてロシア帝国全体の防衛に参加する5年の徴兵軍とすることとした。これに対しては、デモを伴う抗議のさらなる波が起こり、1902年の春には軍役に召集された者の半数近くが拒否した。そこでボブリコフは抵抗運動を激しく弾圧するが、1904年6月にそのボブリコフは暗殺される。折しもロシア・ニコライ帝国は1904年からの日露戦争で敗れ、1905年の春からは戦争で疲れたロシア全土で大規模なデモやストライキが起こり、1905年10月には市民的権利と選挙権改革がゼネストで要求され、ニコライ皇帝に迫っていた。フィンランドでもこれに呼応する形で、1905年10月から大ストライキが行われ、とうとうニコライ皇帝はそれに屈して、1899年改革を撤回し議会制度の包括的な改革を行うことを約束する。1906年夏、フィンランドでは4身分制議会から一院制の議会（定員200人）に改められ、1907年3月、24歳以上の男女に選挙権・被選挙権を認めた普通選挙が行われる。投票率は70.65%で、結果は、定員200議席のうち、社会民主党80議席（内女性9名）、フィン人党59議席（6名）、青年フィン人党26議席（2名）、スウェーデン人民党24議席（1名）、農民同盟9議席（1名）、キリスト教労働者党2議席であった（三石：25頁）。政治的な分裂よりも国家統一の希望という憲法戦線へのコミットメントのもと、議会改革により政治的議論を行う共通でそして代表する舞台が創られたのである（Meinander：212頁）。だが、議長となった反皇帝主義者で青年フィン人党のペール・スヴィーンフーヴドはニコライ2世と対立し、議会はしばしば解散させられた。ニコライ2世は、元老院経済部には1909年10月以降フィンランド人であるがロシア皇帝に忠誠を誓う人物を副首相にし、また元老院司法部にはロシア人をつかせることで傀儡化させる。そして、1914年11月にスヴィーンフーヴドはシベリアに流刑となる（三石：28頁以下）。

1917年3月、ロシア革命によってロシア・ロマノフ王朝が倒れると、フィンランド憲法起草委員会が元老院内に組織され、ロシア皇帝に代

わって独自の国家元首を置く憲法が準備される。11月にはスヴィーンフーヴドが流刑地を脱獄してヘルシンキに戻る。11月15日、フィンランド議会は議会を最高議決機関とする「権力法」を可決し、11月26日、議会はスヴィーンフーヴドを元老院経済部と司法部を合わせた新しい元老院の首相に任命する。そしてスヴィーンフーヴドは首相の権限で、1917年12月4日にフィンランドの「共和国」独立を宣言し、12月6日に議会は「フィンランド独立宣言」を正式に発表した。12月31日には、ソヴィエト・ロシア人民委員会議議長のレーニンがフィンランドの独立を承認し（1918年1月4日に中央執行委員会が独立を承認）、1918年1月には、ドイツ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク等が独立を承認した。1918年8月には、ドイツから国王を迎えることを想定した君主制憲法草案を議会は承認する。しかし第一次世界大戦下で11月にドイツが崩壊して国王が来ることもなくなるなか、1919年7月17日、議会は大統領に国王と同等の権力を与えるフィンランド共和国憲法を採択する（三石：48頁以下）。

（2）大国から距離をおいた積極的中立政策

第二次世界大戦の最中、ソ連がフィンランドに攻め込んできた1939年11月からの「冬戦争」、ドイツとソ連との戦いにドイツ側だとして巻き込まれながらかつての失地回復を試みた1941年6月からの「継続戦争」、そしてソ連と停戦したがため今度はドイツ軍と戦うことになる1944年9月からの「ラップランド戦争」。これらの戦争でフィンランドは7万人の死者を出すなど悲惨を強いられたが、それでも戦争で荒廃した他の国に比すとその痛手は軽く、他国に占領されることはなかった。「フィンランドの政治的指導者は、戦争の全過程を通じて自国の将来を決定する権利を保持しつづけた。……これは、終局的にはこの国の徴兵軍が任務を遂行したからであるが、フィンランドは切り倒され傷を負いながらも独立を維持した」（Meinander：212頁）のである。

戦後、フィンランドは1944年にソ連・英国と調印したアーミスティク協定に基づき連合国統制委員会のもとで戦後処理がなされる。1947年

9月にパリ平和条約が発効し統制委員会が撤退した後、ヨーロッパが軍事的に西側・東側に二分したなか、1948年にフィンランドのパーシキヴィ大統領はソ連と「友好・協力・相互援助に関する条約」（以下、FCMA 条約）を締結する。三石が強調するように、この条約はルーマニアやハンガリーといったソ連の「衛星国家」がソ連と締結した条約と異なる（三石：162頁以下）。第一に、フィンランドとの条約には、前文があり「大国間の利害紛争の局外に立ちたいとのフィンランドの強い要望を考慮し」という文言が入ったことである。そして第二に、1条にある、フィンランドは、ドイツまたはドイツと同盟する国家による、フィンランド経由でのフィンランドかソ連へのいかなる攻撃に対しても戦う。フィンランドが必要と認めればソ連の軍事支援を受け入れる、というところである。これは、1条2項と2条にあるように、両者による事前協議がない限りソ連がフィンランドに軍を派遣することを禁じていると解釈できる。「この条約は、ほとんど憲法を補完するものと描かれうるほど、フィンランドの内政と外交に安定性をもたらした」と評されている（Meinander：217頁）。

1955年は、西ドイツが NATO に加盟するとともに、ワルシャワ条約機構が結成された年であるが、東西両陣営がオーストリアから軍を撤退することに合意し、オーストリアは中立国となる。フィンランドの中立国化に尽力したのは、1956年に大統領に就き25年間大統領を務めるケッコネンである。ケッコネンはソ連と、とりわけフルシチョフとの「サウナ外交」を含め親密な関係を築きつつ、国連や北欧理事会への加盟、さらには西側諸国との経済的関係を深める EFTA（1961年）への加盟を認めさせている。ケッコネンは、プラグマティックな「独自の中立政策」を目指したものといえよう。

1960年代に入って、大国がベルリン危機やキューバ危機を引き起こし、恐怖のバランスが核兵器を減らさないなか、非核地帯構想が世界中で語られるようになる。そのようななかケッコネンは1963年に「スカンジナビアは非核地帯を宣言すべきだ」と提起する。おそらくは、何

らかの大国間の危機が生じ、ソ連が軍事協議にてフィンランド内への核配備を求めたとしても、フィンランド政府がソ連の危険を抑止することでフィンランドを守り続けようというのであろう（Meinander：242頁）。1960年代後半、ケッコネンは「大国間の利害紛争の局外に立ちたい」という FCMA 条約に合致する形で、たとえば国連本部にて第三世界の危機を建設的に訴えるなど、ソ連を敵に回すことなく積極的な中立政策を追求する。

そしてケッコネンは1975年夏ヘルシンキにて、ついに東西欧州に米国とカナダを加えた35カ国で全欧州安全保障会議を開催し、最終文書としてのヘルシンキ宣言の調印にこぎつける。このときケッコネンは、フィンランドの積極的な中立政策が調印文書にある国家主権と独立の原則に完全に合致することを強調している。フィンランドという「中立的なプレーヤー」の働きがヨーロッパの安定と安全保障に大きく貢献したわけだが、ケッコネンはその後の大統領在任中、この相互に承認された文書を持ち出しては、軍事協力をめぐるソ連の試みをかわすのである。つまりフィンランドは、独立を維持するために、ソ連に接近しつつも距離をとり、多国を巻き込んでヨーロッパと自国の安定を追求するのである。見事な中立政策といえるのではなかろうか。もっともフィンランドは、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻後の2023年4月に、NATO に加盟し中止政策を転換している。

(3) 政治への信頼に裏打ちされた国家への敬意

フィンランドでは、国旗が掲げられる日が多いのと、掲げられている国旗の数が多いのに驚く。これは、国民の国家への敬意のあらわれであろうか。フィンランドにて、ヘルシンキ大学とトゥルク大学の学生から話を聞く機会を得た²⁾。筆者は、①「自国に対する愛国心は強いと思うか」、②「自国の政治を信頼しているか」という二つを問うてきた。①については、「自分も含めて強いと思う」という回答が多かったが、「愛国心というと、軍事的に国に尽くすイメージがある。愛するというのではなく、appreciate（高く評価する）という感じだ」という応答もあった。国への強い思いの理由を問

うと、一つは独立にはじまる国の歴史を学んできたからというもの、もう一つは教育や福祉が受けやすく、特に他国について知ると、自分の国はいい国だと誇りに思うというものもあった。徴兵に行った学生からは、「仕方がないから」という応答が複数聞かれた。②については、現在の政権や政権党に対する不満や、将来に対する不安を表明しつつも、「国の政治」という枠組みや制度自体には信頼をしている、という回答が多かった。政府の透明性が高いこと、政治家による汚職がないこと、国民の人権を大切にしていることをあげる学生もいた。

2025年「世界幸福度」ランキングで、フィンランドは、8年連続1位となった。2位がデンマーク、3位がアイスランド、4位がスウェーデンと恒例のごとく北欧の国々が上位を占めている。2020年のものだが、アールト大学のフランク・マルテラらによる、「北欧例外主義—なぜ、北欧の国々は恒常的に世界で最も幸福なのかの説明」という論稿があり³⁾、そこでは北欧の人たちは一体何に人生の満足感を得ているのかを問うている。この論稿では、いくつかの仮説について検討がなされ、たとえば一人当たりGDPではフィンランドに勝る、米国、アラブ首長国連邦、香港、サウジアラビア、クウェートといった国々が幸福度では北欧諸国に劣る理由を、幸福の配分が平等でないとデータに基づき説明がなされている。そして北欧諸国が民主主義や政治的権利の状況、汚職の少なさ、市民間の信頼、安全だという感覚、社会的結束、男女平等、所得の平等配分、人間開発指数等で優れていることは確かだが、それらは相互に関連性があり、どれか一つをとって説明することは歪んだ解釈となるとし、北欧諸国では、それらが好循環となっており、よく機能した民主的な制度が市民への広範な利益と安全を提供し、それゆえ市民は制度と市民相互を信頼し、福祉モデルを守ろうと約束する政党へと投票する、という。では、このような好循環は歴史的にどのようなして得ることができたのか。著者らによると北欧では歴史的に封建制や農奴制がなく、20世紀に入ってもフィンランドの内戦を除いて、大きな階級闘争はなく比較的平等な社会環境で

あったとされる。平等な社会のもとでは人々は相互に信頼するようになり、信頼の高まりは福祉国家に向かうという⁴⁾。そして、これらの国々が歴史的に大衆教育に力を入れたことが、国へのアイデンティティと社会的結束を促したというのである⁵⁾。

思うに、この好循環の基礎にあるのは、「信頼」ではなかろうか。制度への信頼を得るために腐敗は絶たなければならない、そのためにも報道の自由は保障される必要があり、市民が政治に参加し代表制は実質的なものにならなければならない。しかしそのさらなる前提をあげれば、政治は国民のためになされるもの、という当然のことであろう。マルテラらの論稿の序文の最後には、トーマス・ジェファースンの1809年の「人間の生命と幸福を守ることこそが、よい政府の第一にして唯一の正当な目的であり、それを破壊することではない」という言葉が引用されている。またマルテラは、別のところで「政府は国民を幸福にすることはできない。しかし、政府は人々の不幸の源を取り除くことはできる。そして、それこそがフィンランドの幸福の秘密である」と語っている⁶⁾。どうやらフィンランドでは、政治が国民のためになされていると国民も分かっており、それゆえ政治を信頼し国家に敬意を表する、という好循環がここでもあらわれているようである。

Ⅲ 「小国・平和イニシアティブ」 という対抗構想

戦後日本は、1960年代の高度経済成長期を経て、『『大国』の途を選択してしまっていた』（百瀬：356頁）とされる。だが2020年代、国際的には大国が法を無視して戦争を仕掛けそれを抑止できない状況が続く、国内的には人々が生きていくために対処されなければならない数ある問題が放置されている。気候危機などに直面し、現在は「根源的危機の時代」（神野：25頁）とすら評されている。2024年10月の衆議院選挙、2025年7月の参議院選挙で、自民・公明の政権与党は大敗したが、2025年の参議院選挙では野党第一党の立憲民主党も伸びておらず、

また与党と政策的に最も対立してきた共産党も大敗している。代わって、国民民主党や参政党といった新興政党が躍進したのを見ると、「リベラル対保守」「護憲対改憲」などといった政策的な対立を超えて、従来型の政治自体が否定されたようにも思われる。とはいえ、新興政党が政治理念に基づく政策を提示して支持されたわけではなく、SNSを活用しての選挙戦術を含め多分に「新しさ」「改革志向」といったイメージが支持されたようである。だが、押さえておきたいことは、非常に多くの国民が現在の日本の政治に不満を抱いている、ということである。イプソス・ポピュリズムレポートによると、日本では「自国は衰退していると思う」と応える人の割合が70%で9年前に比べ30ポイント上昇している。またとりわけ重大と思われるのが、「既存政党は自分たちのことを気にかけていない」と考える人の割合が68%で9年前に比べて1.7倍になっていることである⁷⁾。政治から大切にされていないと感じている人がこれほどまで多いのである。いま、改めてこの国のあり方をめぐる根源的な議論が必要である。そしてその一つの構想として、「小国主義」を掲げたいというのが本稿の主張である。

1. 国家の富強よりも人権の優先

(1) 現代版「富国強兵」としての経済対策

2025年10月に発足した高市早苗政権は、「強い経済、強い日本」を強調し、11月に『『強い経済』を実現する総合経済対策』⁸⁾を閣議決定している。これは主として補正予算を組むためのものであるが、高市政権の狙いをよく示していると思われるので、少し詳しく見ておきたい。そこでは、「我が国経済は今、『デフレ・コストカット型経済』から、その先にある新たな『成長型経済』に移行する段階まで来た」ものの、「賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価高が家計の安心を揺るがして個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続いている」、「景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない」など、「成長に向けた投資拡大と生産性向上を伴う『成長経済』への移行が道半ばにあ

る」との現状認識を示す(1頁)。さらに、「主要各国の経済政策の潮流は、市場原理に過度に依存する新自由主義的発想から、経済・社会課題の解決を目的とする官民連携を強化し、戦略的な国内投資の拡大を通じて国力の増大を目指す新たな時代の政策へと大きく転換している」との認識も示す(1頁)。そして、「我が国の経済政策の目的は、財政規律そのものではなく、国民一人一人の暮らしを豊かにすることにある。……一部の大企業や特定の業界だけでなく、中小企業・小規模事業者、地方、そしてあらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指す」として、「責任ある積極財政」の下、戦略的に財政出動を行う、というのである(1頁)。経済学・財政学に疎い筆者として注目したいのは、国民一人一人の暮らしを豊かにするその手法と、解決すべき経済・社会課題、すなわち戦略的な財政出動の中身である。

今回の経済対策は、①「生活の安全保障・物価高への対応」、②「危機管理投資・成長投資による『強い経済』の実現」、③「防衛力と外交力の強化」の三本の柱からなる⁸⁾。たしかに①の物価高対策には「税・社会保障負担の軽減」や「給付付き税額控除の検討」など、国民生活に配慮したものもあるが、たとえば地方の暮らしを支援するとして「地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化策を通じて、地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出を後押しする」(2頁以下)とあるように、基本的には成長産業を支援することを通じて国民の暮らしを豊かにするというものである⁹⁾。この手法の適切性はともかくとして、直接一人ひとりを支援する福祉的なものでないことから、「国民一人一人の暮らしを豊かにする」とのスローガンの主眼は積極財政の正当化にあるといえよう。

「成長戦略の肝」だというのが、②の危機管理投資であり、これにより「世界共通の課題解決に資する」という。なかでも経済安全保障、食糧安全保障、エネルギー・資源安全保障、防災・減災・国土強靱化投資、健康医療安全保障の5分野が先行的・集中的に取組を強化する分野である。さらに、経済安全保障を中心とする

AI・半導体をはじめとする「17の戦略分野で大規模な危機管理投資・成長投資を実現する」(3頁)という。筆者はかつて、経済安全保障につき「一方で、民間・軍事部門ともに必要とするデータや、ネットワークシステムに不可欠な半導体等のサプライチェーンを政府が保護し、また他国に抜きでるようにデータ関連技術を政府が主導して育てることで日本の不可欠性を示し、他方で日本にとって望ましい国際経済秩序を維持するために軍事力の強化をはかる」(奥野2024:105頁)ものだと評した。今回の文書には、「AIを基盤とした経済社会の発展を実現するため……イノベーション促進とリスク対応の両立を推進する。AI利活用の加速的推進、AI研究開発の戦略的強化、AIガバナンスの主導……併せて、AI研究開発に不可欠な国内人材育成・確保、質の高いデータ整備及び利活用の促進、評価基盤の構築及び研究開発力の強化と利活用を推進する」(27頁)とある。要するに、軍事にも活用できるAIやデジタル技術を発展させ、その利活用を通じて食糧問題、エネルギー・資源の問題、防災・減災、健康医療の問題の解決をはかり、そしてAIの研究開発を担える人材を育成し、教育にもAIを活用するとともに活用できる人材を育成するというのである。

食糧やエネルギー、災害への対応が解決すべき経済・社会課題だというのは分かるとしても、経済安全保障がその筆頭で、AIを基盤とした社会を実現することでその解決をはかるということに国民的理解があるとは、到底思えない。設定された課題も手法も、直接的に国民一人ひとりを豊かにするものとはいえないだろう。今回の経済対策は、筆者には現代版「富国強兵」ように思えるのである。

(2)「小国主義」からの対抗構想

前章で筆者は、近代以降の日本の小国主義の政治理念は、対外的には反覇権主義、反植民地主義、そして非軍事あるいは必要最小限の軍備、対内的には反国家主義、個人主義、すなわち「国家の富強よりも民権の優先」だと指摘した。それは、「富国強兵」路線への対抗構想であった。「富国強兵」の下では、人間はそのための

手段だと認識され、「人間一人ひとりがたった一つのかけがえのない生命を持つ尊い存在だとは認められな」い(神野:123頁)。

現代版の「富国強兵」に、「国家の富強よりも人権の優先」という「小国主義」を改めて対峙させるべきだと筆者は考える。「強兵」への対抗論は次項で扱うとして、「富国」に対しては、日本国憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という規定に基づき、何よりも個人の人権尊重、一人ひとりの生活の支援を優先すべきである。前章で触れたフィンランドのマルテラが言うように「人々の不幸の源を取り除く」ことを国家は最優先すべきである。これは、憲法25条の要請でもある。もちろん、特定の産業や事業を支援することで、国民の生活支援になることはもちろんあるだろう。しかし、直接的でない場合は、その支援が一人ひとりの国民のためになること、特定の業界への「利権」目的でないことを政府は論証しなければならない。高度経済成長期を経て「大量生産・大量消費」時代を脱却した日本としては、一人ひとりの多様な暮らしを可能とするような「成熟」期の経済政策が検討されるべきであり、それは他国に対するモデルともなるであろう。

そしてもう一つフィンランドから学ぶならば、社会に「信頼」を取り戻す必要がある。そのためには、平等という理念が追求されなければならない。1990年代以降の新自由主義政策により格差の拡大した日本においては、改めて財政による「所得再配分」機能を強化する必要がある。租税のあり方としては、応能負担原則・累進制に立脚して所得に課す所得税や法人税をその中心とすべきであるし、超富裕層への増税も検討されるべきである。

2. 「小国」としての

「一方的平和イニシアティブ」

「国家の富強よりも人権の優先」という小国主義に立脚するならば、「防衛力の抜本的強化」や「経済成長」ではなく、個人の人権保障、

国民の日々の暮らしの支援こそが国政の課題となる。だとすると、小国主義は「一方的平和イニシアティブ」と整合するのではなかろうか。2022年の「国家安全保障戦略」は、「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」との認識を示し、2025年の「防衛白書」は、中国について、「力または威圧による一方的な現状変更とその試みを強化し、……わが国の安全保障に影響を及ぼす軍事活動を拡大・活性化させている」(60頁)とその危険性を指摘し、軍事力増強の必要性を訴えている。だが、日本を取り巻く安全保障環境が厳しく複雑だとしても、いや厳しく複雑だからこそ、日本の側からその厳しい環境を緩和させていく必要があるのではないか。これが、現在の日本による「一方的平和イニシアティブ」である。

(1)「台湾有事」を起こさせない

現在の日本を取り巻く安全保障環境をめぐる、最大の危機と喧伝されているのが、「台湾有事」である。たとえば2021年12月、安倍晋三元首相は「台湾有事は日本有事であり、日米同盟有事でもある」と述べて危機を煽り、2024年以降は「台湾有事」を想定しての日米合同軍事演習が行われ、南西諸島には陸上自衛隊ミサイル部隊が、さらに九州等へは敵基地攻撃能力を有する長射程ミサイルの配備が進んでいる。これらは、日本も「台湾有事」の緊張感を高めているというしかない。そして2025年11月には高市早苗首相が、中国の台湾侵攻が「戦艦を使っただけの武力の行使を伴うものであれば、どう考えても存立危機事態になり得るケースだ」と発言した(2025・11・7衆議院予算委員会)。現役的首相が国会にて、従来の政府解釈すら逸脱する発言を行ったのである。中国とは、1972年の日中共同声明、1978年の日中平和友好条約を締結しているにもかかわらず、米中の覇権争いに巻き込まれる、あるいは乗じる形で日本も好戦的姿勢を示している。「力には力で」という姿勢が、国民にとって無益でしかない緊張感を高め、軍事偏重の政治がなされているのである。この姿勢を転換することこそ急務である。

日中首脳会談など、日中間の外交の活性化が求められるが、そもそも、戦争も武力行使も禁

じている日本国憲法平和主義からすると、「日本は『台湾有事』に軍事的には関与しない」と国際社会に表明すべきである。この表明は、米国に日本を拠点に自衛隊を活用した対中軍事作戦を断念させることができるとともに、そうすることで、米中、中台の間に入って、双方に武力を行使させない働きかけができるであろう(渡辺：11頁)。そしてそれを担保する意味からも、憲法違反の長射程ミサイルを撤去することが、日本による「一方的平和イニシアティブ」といえる。それは、「台湾有事」を起こさせないために、日本にできることである。

(2)「積極的平和主義」路線からの転換

「力には力で」という姿勢を鮮明にしたのは、安倍晋三政権が多用した「積極的平和主義」である。「積極的平和主義」とは、安倍政権下の2013年に閣議決定された「国家安全保障戦略」で用いられたもので、「軍事による平和」を含意し、しかも日本が米軍の軍事活動を支援し、日米軍事連携を強化することが日本の安全保障になるという、これまでの非軍事を基本とする日本の平和観を転換するものであった。以来、2014年には、集団的自衛権の行使を容認するため従来の政府の憲法9条解釈を変更する閣議決定を行い、2015年にはそれを法律上可能にする安保関連法を成立させている。「積極的平和主義」からすると、相手が日本に攻撃を仕掛けてくると、相手は相当痛い被害を受けると分らせるだけの力、すなわち「抑止力」をもつべきという議論になる。そして、2022年の「国家安全保障戦略」では、「敵基地攻撃能力」の保有が示されたのである。

軍事的緊張によって戦争を抑止しようというのだが、軍事的緊張は双方の国民に恐怖を強いることになり、安全保障を名目に国民の自由を制約することにもなる。だとするとそれは、I章で見たフロムが言うように、人々から人間性を失わせ、結局は軍事力で守ろうとしていたものも守れなくなるであろう。加えて、軍事的緊張は意図せぬ軍事衝突や戦争を招きかねず、さらには双方の「軍事増強合戦」をもたらす。それゆえ、「安全保障のジレンマ」としてその問題性が指摘されてきたのである。ならば日本か

ら、日本国憲法に基づき緊張を解いていくべきである。

「積極主義平和主義」路線は再び転換されなければならない。まずは、安保関連法を廃止する。そうすることによって、緊張の緩和をはかるとともに、東アジアにおける平和の枠組みの創出に向けて、日本はイニシアティブを発揮すべきである。

(3)「平和国家」日本の再興

戦争のない世界に向け日本自らが率先して行うべきこととして、小国主義の立場から、筆者はごくありふれた提案を三つしたい。第一は、改めて武器輸出を禁止することである。もともと、1967年に佐藤栄作首相によって示された武器輸出三原則は、1976年に三木武夫首相が『『平和国家』としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避する』として武器輸出の禁止を徹底した。ところが、2022年の「国家安全保障戦略」は、防衛産業・技術基盤を「防衛力そのもの」と位置づけ、そして、「防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる」として、武器輸出の解禁へと進めたのである。これは、「力には力で」を前提とする「積極的平和主義」路線である。だが、日本で生産された武器が使われ、人が殺傷されるという事態を「平和国家」の国民として容認できるだろうか。そうではなく武器輸出を禁じることで、国際的な武器取引規制や軍縮に向けて、日本は説得力をもってイニシアティブを発揮すべきであろう。また、小国主義からすると当然のことながら、防衛産業の育成などに政府が乗り出すべきではない。

第二に、核兵器禁止条約に日本は参加すべきである。核兵器の開発・実験・使用・使用の威嚇を禁止する核兵器禁止条約は、2017年に国連で採択され2022年に発効している。周知の通り、日本政府は「日本は、世界で唯一、人類に対する戦時下の核使用の惨禍を広島と長崎において

経験した歴史から、被爆の実相とその非人道性に対する正確な認識を世代と国境を越えて広げていく使命を有して」いるとし、「核兵器のない世界という国際社会の共通目標の実現に向けて、各国とともに核軍縮に積極的に取り組んで」きたとしつつ、核兵器禁止条約の国連総会での決議に反対し、その後も参加をしていない。その主たる理由は、北朝鮮の脅威など現実の安全保障問題と、この条約では核兵器保有国の協力が得られず、「核兵器国と非核兵器国の亀裂、非核兵器国間の離間といった国際社会の分断を一層深め、核兵器のない世界を遠ざける」からだという¹⁰⁾。要するに、核兵器の存在する現実を容認するとともに、核兵器国と非核兵器国との「橋渡し」を行うとしつつ、結局は核保有国の立場に立っているものと思われる。日本政府は、核不拡散条約6条の規定する「全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約についての誠実な交渉」を行ってこなかった核保有国を十分に非難していないのである。核保有国には道徳的に非がある。そのようななか小国主義からすると、日本は「虐げる側」の核保有国の側ではなく、非核保有国の側に徹することが求められることになる。

第三に、最も重要なことであるが、日本政府は憲法9条を擁護すると国内外に明らかにし、外交・安全保障政策を9条に照らして正当化する作業を進めていくべきである。いや、そうする政府を日本国民が創り出すことである。これが、柄谷のいう「世界同時革命の端緒」になるかどうかは分からないが、少なくとも「平和を愛する諸国民」に積極的な効果を与えるはずであり、小国・日本はこれを力にするしかないであろう。なお、筆者は日本国憲法の平和主義を非軍事平和主義と解しており、軍備の全廃が目指されるべきだと考えている。だが戦後80年以上を経過し、保守政権のもとでここまで軍事大国化してきた事実は認めざるを得ず、フロムのような一方的全面的軍縮論は、そのインパクトの強さに魅力を感じつつも、多くの国民の理解を得られるとは思われない。政策論として軍縮は、東アジアをはじめとする国際的な平和枠組みの構築と国民的理解を前提に、段階的に進め

られるべきであろうが、そのイニシアティブは日本がとるべきである。

おわりに

本稿の主張は、日本国憲法に基づくものである。憲法9条の非軍事平和主義は、軍事力に自己制約を課すことで、過去の侵略戦争と植民地支配を反省・克服するとともに、平和イニシアティブをとることで軍事的緊張を日本から解消しようという今日的意義と可能性を有する。日本国憲法のもとで、日本が軍事的に大国化・覇権化する余地はない。また日本国憲法は、国政の上で最大の尊重を必要とするものとして、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を置き、さらには地方自治の原則も定立している。本稿の意図する「小国主義」の要素を完全に満たしている。そしてⅡ章で述べてきたように、小国主義は日本国憲法以前の日本の近代史における一つの思想水脈でもある。広渡清吾は、2018年にドイツでの講演にて「戦後社会の自覚的意識は、戦前と戦後の断絶を強調することにとどまらず、むしろ、明治の建国以来の歴史を尋ね、断絶の獲得物としての日本国憲法の思想が明治150年を通じて、大日本主義に対する『小国日本』のオルタナティブであったと知ることによって勇気づけられるでしょう」（広渡：358頁）と語っている。まさに筆者は、勇気づけられているその一人である。

小国主義は、軍産複合体の成立を不可能にすることで非軍事平和主義を側面から支え、同時に人々が人間らしく生きていくために対処されなければならない問題に正面から向き合うことを本旨とする。まさにいま、求められている見地ではないか。「軍事力強化やむなし」、軍事による経済成長すら容認しようとする、現在の日本の政治状況・社会的風潮にあって、筆者は、「小国・平和イニシアティブ」なる急進的で不人気かもしれない主張をあえて提起する¹¹⁾。そうすることで、現在できあがりつつある言論空間の壁を突破する議論を促したい、と考えるのである。

注

- 1) 参照、自由民権現代研究会「1880【現代語訳】植木枝盛『民権は憲法の奴隷じゃない』原題『民権は憲法の奴隷にあらず』」<http://minken.party/2019/03/17/dorei/>（2025年12月13日最終閲覧）
- 2) この聞き取りにあたっては、ヘルシンキ大学では同大学で日本語を教える布施倫英先生、同大学大学院生で通訳やガイドを行っているプル・アールニオ氏、トゥルク大学では同大学日本語教員の倉光佳奈子先生のご協力を得た。とりわけ、倉光先生からはフィンランドでの教育や学生の意識について、さらには本稿で言及しているマルテラの議論について教えていただいた。
- 3) Frank Martela, Bent Greve, Bo Rothstein, Juho Saari (2020)「The Nordic Exceptionalism: What Explains Why the Nordic Countries Are Constantly Among the Happiest in the World（2025年12月14日最終閲覧）」
- 4) マルテラらによると、分断社会は利益が他のグループに行くことを心配して福祉給付を支持しないため、誰もがより幸福な生活を送る能力を普遍的に支援する公共財の提供を困難にする、という。
- 5) よく知られているように、フィンランドでは、家族の収入とは無関係に高度な教育を受け、積極的な市民となるために誰もが平等な教育の機会をもつ。日本という高等学校までは無料で大学教育の大部分は無料である。それゆえ、「フィンランドでは、家族の経済力には関係なく、本人が希望し努力すれば医者になることもできる」といわれている。
- 6) Frank Martela <https://www.youtube.com/watch?v=gBuAluQQB50>（2025年11月28日最終閲覧）
- 7) 「イプソス・ポピュリズムレポート2025」<https://www.ipsos.com/ja-jp/ipsos-populism-survey-2025>（2025年12月14日最終閲覧）
- 8) この文書には、たとえば「外国人問題への対応の強化」など「出入国在留管理DXの推進」はあるものの、経済対策と直接関係のないものも含まれている。「防衛力と外交力の強化」など、なぜ経済対策なのか理解に苦しむ。
- 9) 2025年10月20日、自民党と日本維新の会は「連立政権合意書」を交わしたが、その冒頭部に「国民の生活が経済成長によって向上されることとの認識を共有する」とある。このような認識に対し寺島実郎は、「成長のための経済政策から国民生活の安定性とレジリエンス（耐久性）をもたらし経済産業政策が重要」だとして、「医療・防災」、「食と農」、「文化・教育」の優先を主張する（寺島：166頁）。
- 10) 参照、「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見沢軍縮代表部大使によるス

テートメント」000243025.pdf (2025年12月15日最終閲覧)

- 11) 本稿で示した小国主義は、斎藤幸平の主張する「脱経済成長」を直接的に志向するものではないが、筆者は斎藤の議論の多くに賛成し、学ばせてもらっている。

【文献】

- 阿部太郎 (2025) 「日本における軍拡の背景と軍産複合体の形成」日本の科学者688号
- 石野裕子 (2017) 『物語 フィンランドの歴史—北欧先進国「バルト海の乙女」の800年』中公新書
- 石橋湛山 (1990) 『石橋湛山評論選集』東洋経済新報社
- 色川大吉 (1981) 『自由民権』岩波新書
- 浦野広明 (2025) 「憲法にもとづく税財政の視点」憲法運動543号
- エーリッヒ・フロム「一方的軍縮論」(1965) M. ドイツェ／W. エバン／Q. ライト共編 鹿島守之助訳『第三次世界大戦の防止』日本国際問題研究所／鹿島研究所出版会
- 奥野恒久 (2020) 「1990年代以降の憲法学における平和主義論」龍谷大学政策学論集第10巻第1号
- 奥野恒久 (2024) 「日本国憲法に逆行する国家安全保障戦略」憲法研究所・上田勝美編『21世紀の平和憲法—改憲論批判と平和・人権保障の展望』法律文化社
- 奥野恒久 (2025) 「日本国憲法平和主義の誕生と展開—『安全保障政策の大転換』の渦中における再検討」龍谷大学政策学論集第14巻1・2号
- 柄谷行人 (2016) 『憲法の無意識』岩波新書
- 斎藤幸平 (2020) 『人新世の「資本論」』集英社新書
- 坂本義和 (2015) 『権力政治を超える道』岩波現代文庫
- 神野直彦 (2024) 『財政と民主主義—人間が信頼し合える社会へ』岩波新書
- 武村正義 (1994) 『小さくともキラリと光る国・日本』光文社
- 田中彰 (1999) 『小国主義—日本の近代を読みなおす』岩波新書
- チャールズ・E・オズグッド (1965) 「平和のための段階

- 的—一方的イニシアチブ」M. ドイツェ／W. エバン／Q. ライト共編 鹿島守之助訳『第三次世界大戦の防止』日本国際問題研究所／鹿島研究所出版会
- 寺島実郎 (2026) 「新しい『政治の季節』への予感 (中編)—安倍・高市誠二の本質を再考する」世界1001号
- 中江兆民／桑原武夫・島田虔次訳 (2005) 『三酔人経綸問答』岩波文庫
- 長谷部恭男 (2022) 『憲法 第8版』新世社
- 広渡清吾 (2022) 『社会投企と知的観察—日本学術会議・市民社会・日本国憲法』日本評論社
- 三石善吉 (2022) 『フィンランド武器なき国家防衛の歴史—なぜソ連の〈衛星国家〉とならなかったのか』明石書店
- 百瀬宏 (2022) 『小国—歴史に見る理念と現実』岩波現代文庫
- 吉田敏浩 (2025) 『ルポ軍事優先社会—暮らしの中の「戦争準備」』岩波書店
- 渡辺治 (1996) 『講座 現代日本 I 現代日本の帝国主義化 形成と構造』大月書店
- 渡辺治 (2024) 「岸田自公政権を倒して軍拡・改憲政治を転換しよう」法と民主主義585号
- Henrik Meinander, Translated by Tom Geddes (2020) “History of Finland”, Hurst & Company, London

2025年8月からの筆者のフィンランド・トゥルク大学での在外研究は、トゥルク大学のデメリウス・葉子先生のおかげで実現することができた。また、トゥルク大学東アジア研究センターのLauri Paltemaa センター長、Dr. Silia Kevaをはじめ多くの方々が暖かく私の研究環境をつくってくれた。お世話になりましたこと、感謝申し上げます。

白石克孝先生が、2026年3月に退職される。白石先生は2011年の政策学部設立時の学部長として、教育・研究・大学運営を通じて「社会変革」に尽力された。私もいろいろと教えていただいた。お世話になりましたこと、感謝申し上げます。